
秩父市公共施設等総合管理計画



©秩父市

平成27年12月

埼玉県秩父市

目 次

第1章 計画策定の背景	
1. 計画策定の背景	1
第2章 本市の状況	
1. 人口の推移	2
2. 財政の現状と課題	3
(1) 歳入歳出の推移	
(2) 普通建設事業費の推移	
(3) 今後の財政状況	
第3章 公共施設等の現状と課題	
1. 公共施設等の現状	6
(1) 公共施設の現状	
(2) インフラ資産の現状	
2. 将来負担コストの課題	8
(1) 公共施設の将来負担コスト	
(2) インフラ資産の将来負担コスト	
第4章 総合管理計画推進方針	
1. 基本方針	15
2. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革	15
(1) 量の改革	
(2) 質の改革	
(3) 歳入確保	
3. 現状や課題に関する基本認識	16
4. 計画期間	17
5. 取組体制	18
(1) 庁内の推進体制	
(2) 財政部門との連携	
6. 実施方針	19
(1) 公共施設・インフラ資産共通事項	
(2) 公共施設	
(3) インフラ資産	
7. 公共施設等個別計画の策定及び取組方針	22
(1) 公共施設	
(2) インフラ資産	
8. 計画推進に向けて	26
(1) 市民との協働	
(2) 議会の同意と参画	
(3) PPP/PFIの活用	
(4) 秩父圏域4町との連携について	
(5) 公会計との連携	

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

近年、地方公共団体の保有する公共施設の老朽化への対応が大きな課題となっています。公共施設に対して耐震化や適切なメンテナンスなどを行わないまま、老朽化した施設が増えると、重大な事故などの発生する危険性が高まります。

また、人口の減少や人口構成の変化により、公共施設等のあり方が大きく変化することが予想されます。例えば、子どもの数が減ることにより、学校に余裕教室が増加することや、今まで以上に高齢者に必要な施設が求められることなどがあげられます。

さらに、本市は平成17年4月に合併をしていることから、同種の施設が複数存在するという状況もあります。

一方、地方交付税の合併算定替の終了や、今後、労働人口が減ることに伴う税収の減少などを総合的に判断すると、老朽化施設の補修や建て替え、あるいは施設の維持管理の費用が、今後の本市の財政を圧迫してくると想定しています。

このような状況の中、国においてはインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請してきています。

本市の公共施設についても、その約4割が既に完成後30年以上を経過し、老朽化が進んでいるとともに、人口の減少や少子高齢化が進行しています。

このため、本市における施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、可能な限り公共施設等の機能を維持しつつ、できる限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「秩父市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

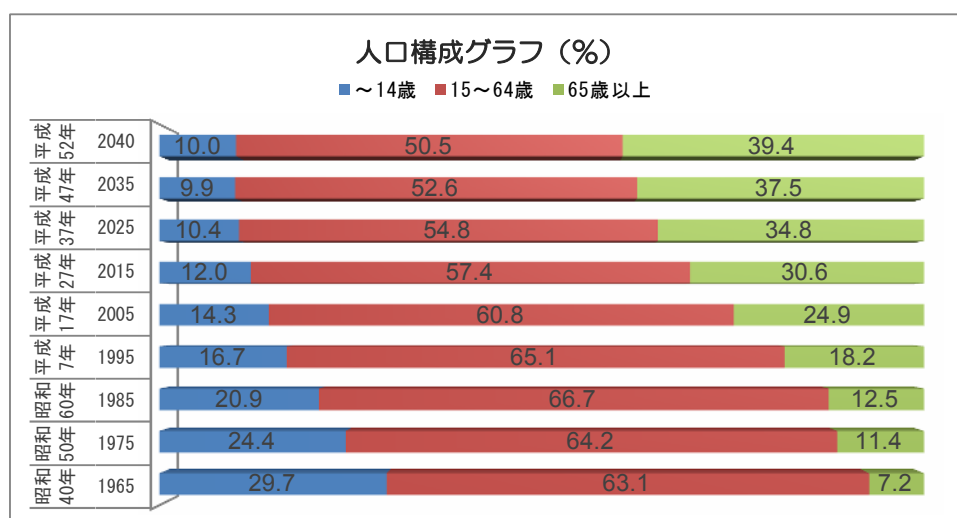
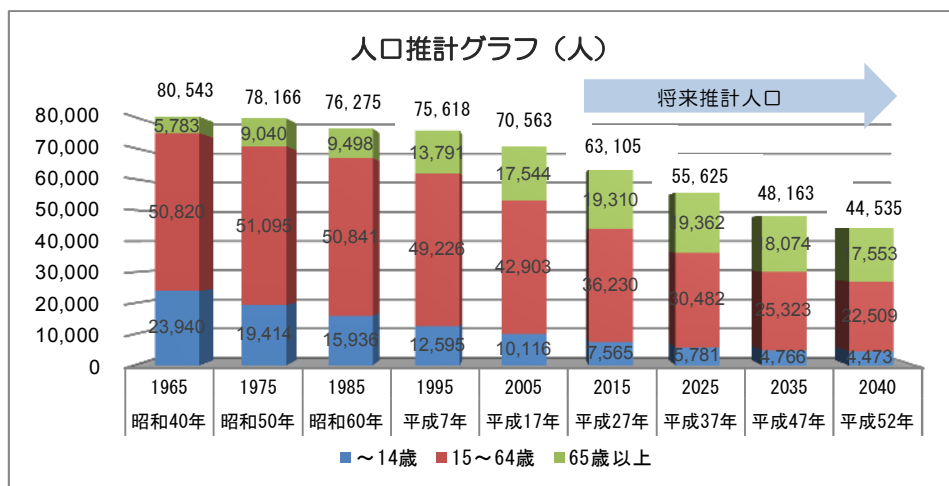
第2章 本市の状況

1. 人口の推移

本市の人口（合併前については4市町村の合算）は昭和35年国勢調査の82,811人をピークに、以降徐々に減少しており、平成52年には44,535人まで減少することが予想されています。

人口構成については、昭和40年には生産年齢人口（15～64歳）が50,820人でしたが、平成52年は55.7%減の22,509人に、0～14歳までの人口については昭和40年の23,940人から平成52年には81.3%減の4,473人に大幅に減少する推計となります。

一方、65歳以上の人口については、昭和40年の5,783人から平成52年には17,553人と推計され、今後、ますます少子高齢化になると予想されます。



※人口は国勢調査人口。

※推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

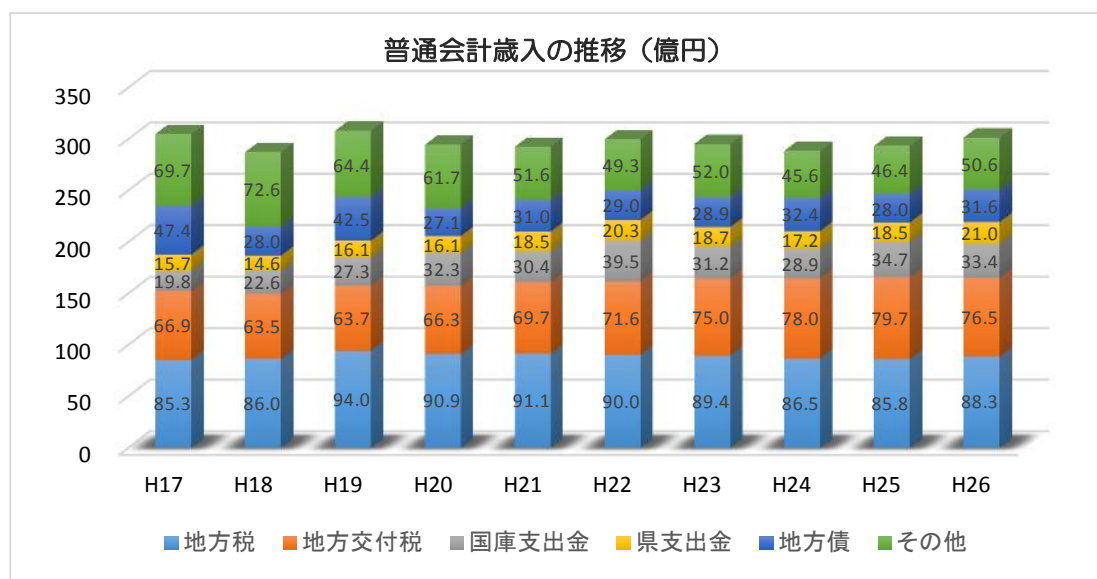
※端数処理の関係上、合計が合わない場合があります。

2. 財政の現状と課題

(1) 歳入歳出の推移

【歳入】

過去10年間における普通会計(※1)歳入の推移をみると、総額ではほぼ横ばい傾向になっています。しかし、地方税は、平成19年の94億円をピークに平成26年は88.3億円の減少しています。一方で地方交付税は、平成17年に66.9億円でしたが、平成26年には76.5億円に増加していることから、国への財源依存度が高くなっていることがわかります。

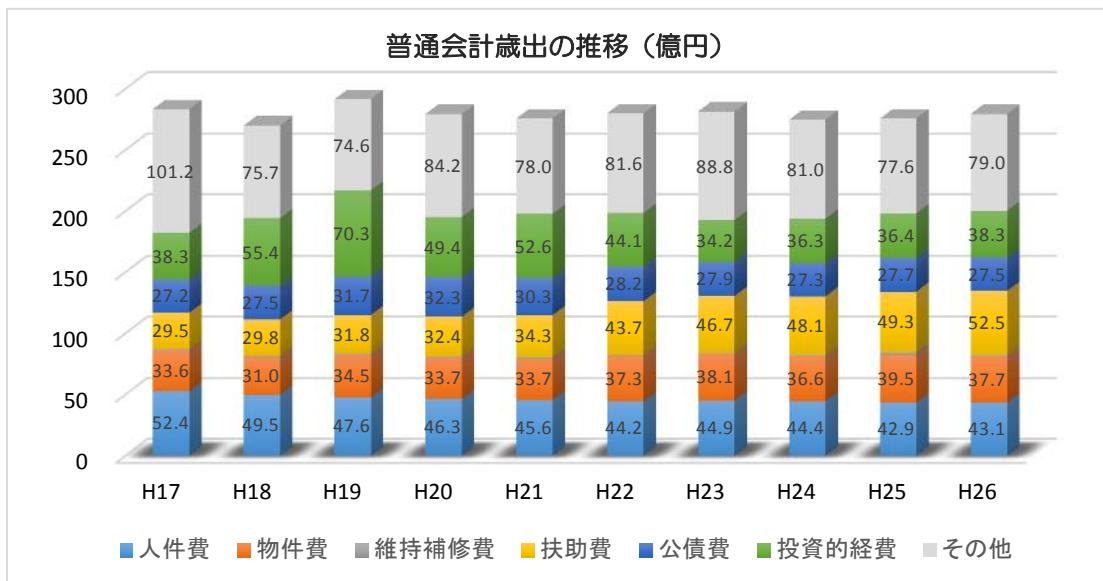


【歳出】

過去10年間における普通会計歳出の推移をみると、総額では歳入同様ほぼ横ばい傾向になっています。人件費は、平成17年に52.4億円でしたが、平成26年には43.1億円の減少しています。一方で扶助費の伸びが非常に大きく、平成17年には29.5億円でしたが、平成26年には52.5億円と、この10年間で約1.8倍となっています。このことから、投資的経費(※2)に充てることのできる財源が限られてきていることがわかります。

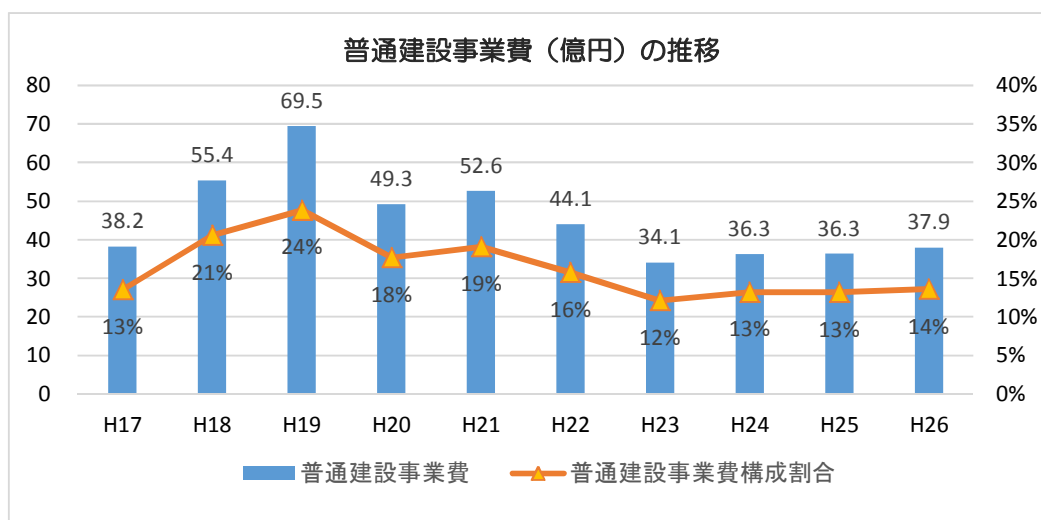
※1：普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに一般会計や各特別会計の範囲が異なる等のため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

※2：投資的経費とは、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。



（２） 普通建設事業費（※３）の推移

過去 10 年における普通建設事業費の推移をみると、平均して歳出総額の約 16%を占めています。しかし、ここ数年は歳出総額の 13%程度で推移しており、以前に比べると減少していることがわかります。



（３） 今後の財政状況

歳入面については、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の歳入減が予想されます。また、地方交付税については、普通交付税の合併算定替の特例が平成 28 年度から段階的に引き下げられるため大幅な減額が見込まれます。

一方歳出面では、人件費については定員適正化計画の徹底により削減に取り組

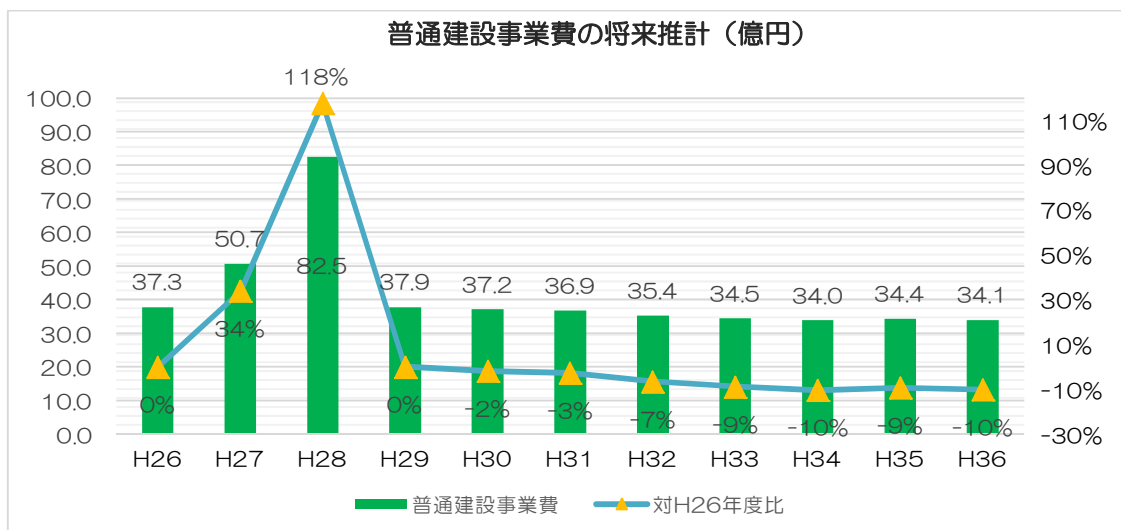
※3：普通建設事業費とは、地方財政の性質的分类における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたもので、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の建設事業に要する経費をいう。

んでいるものの、少子高齢化に伴う扶助費等の増加により、義務的経費全体は増えていくものと考えます。

また、秩父市中期財政計画の財政見通しによると、本市の普通建設事業費は、本庁舎及び市民会館の建設等により一時的に増加するものの、10年後(平成36年)には、現在より10%程度減少する見込みとなっています。

この中期財政計画では、平成31年度から形式収支の赤字が続くと見込んでいます。この赤字を埋めるため、積み立てた減債基金を公債費の財源に充てることにより、形式収支の赤字を避ける計画となっていますが、積み立てた基金には限りがあり、さらに人口減少に伴う税収減や地方交付税の減による歳入の減少を受けて財政規模が縮小していく状況の中では、公共施設の維持管理費や普通建設事業費に充てられる財源が、より一層限られていきます。

以上のようなことから、本市の財政状況は、将来に向けて、より厳しくなっていく、更なる行財政改革に迫られていくと考えています。



単位:億円											
歳入	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
地方税	84.1	82.0	80.1	78.4	76.7	76.5	74.9	73.4	72.3	70.8	69.9
地方譲与税・交付金等	11.9	15.1	14.8	15.5	16.3	16.0	15.7	15.4	15.1	14.8	14.6
地方交付税	76.0	70.8	69.9	67.4	65.0	62.6	60.2	59.0	59.0	59.0	58.9
負担金・使用料等	7.6	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.3	7.3	7.3	7.2
国県支出金	53.5	54.7	56.7	54.3	54.2	54.2	54.0	54.0	53.2	53.1	53.1
繰入金・繰越金	24.8	32.9	42.5	16.5	15.1	12.8	9.7	9.6	9.6	9.6	9.6
地方債	25.7	29.3	40.6	24.1	23.8	23.6	23.1	21.9	21.6	21.4	20.9
その他	6.4	6.5	6.8	6.6	6.6	6.7	6.6	6.7	6.7	6.7	6.7
歳入合計	290.1	298.9	319.1	270.4	265.1	259.9	251.6	247.3	244.7	242.7	240.9
歳出	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
人件費	41.9	41.4	40.8	40.1	39.5	38.9	38.3	37.7	37.1	36.5	35.9
物件費	39.2	39.1	39.8	39.2	39.4	39.5	37.4	36.4	35.1	34.4	35.3
扶助費	49.5	50.0	50.3	50.5	50.4	50.6	50.9	50.9	51.0	51.0	51.0
補助費等	27.8	28.1	28.2	28.2	28.4	28.5	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4
公債費	28.8	28.9	26.6	27.4	27.8	28.5	33.1	35.1	33.8	33.4	29.1
繰出金	29.7	30.0	29.8	29.4	28.9	28.7	28.4	28.4	28.2	28.0	28.1
普通建設事業費	37.3	50.7	82.5	37.9	37.2	36.9	35.4	34.5	34.0	34.4	34.1
その他	15.2	15.6	14.4	12.0	10.3	10.0	10.0	9.6	9.3	9.2	9.0
歳出合計	269.5	283.7	312.4	264.8	261.9	261.6	261.8	261.0	256.8	255.3	250.9
歳入合計-歳出合計(形式収支)	20.6	15.1	6.7	5.5	3.1	-1.7	-10.2	-13.7	-12.1	-12.6	-10.0

※端数処理の関係上、合計が合わない場合があります。

出典:平成26年度秩父市中期財政計画

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の現状

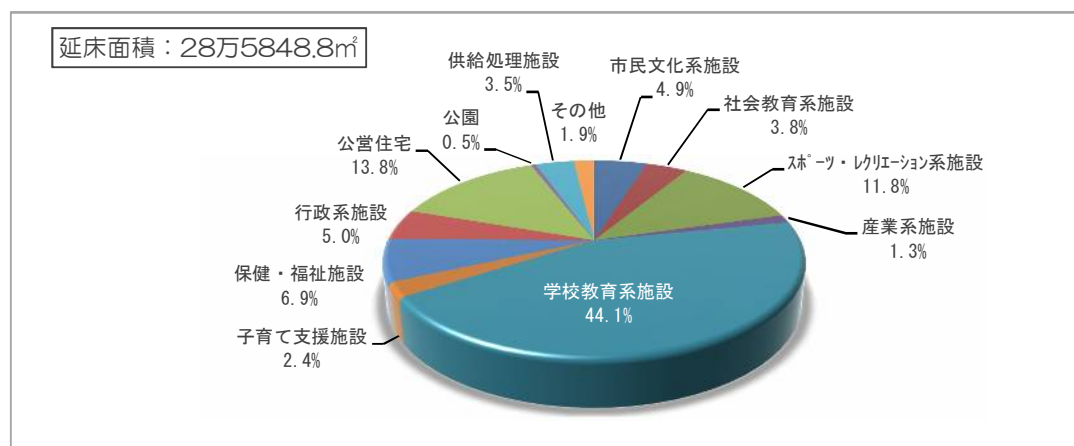
平成27年3月31日時点の市内の公共施設は1,378棟。建物の延床面積の合計は28万5848.8㎡(※4)となっています。市民一人(H27.4.1住基人口65,741人)あたり延床面積は4.35㎡となります。平成24年3月に総務省が公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」では、公共施設の市民一人当たり延床面積の全国平均は3.22㎡(※5)となっているため、比較すると本市の床面積は全国平均の1.35倍となることがわかります。

建築用途別では、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の44.1%、公営住宅が13.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が11.8%、保健・福祉施設が6.9%を占めています。

建物の耐震化状況(グラフ1(P10)参照)については、旧耐震基準(1981年以前)の建物が33.2%、新耐震基準(1982年以降)66.8%となっています。

秩父市は、平成17年に4市町村の合併により誕生しましたが、旧市町村のまちづくりのなかで整備されてきた公共施設をそのまま引き継いだ経緯があり、そのため、同規模の自治体と比較してもかなり多くの量の公共施設を所有する現状となっています。

■ 建物施設の内訳(公共施設)



※4：床面積50㎡以上の建物の延床面積の合計値。

※5：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月総務省)

(2) インフラ資産の現状

インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）については、一般的な耐用年数とされる40～60年目を超えている施設やまもなく迎える施設が多数あります。

① 道路

本市の市道延長は約1,000km、面積は約3.5km²あり、維持管理だけでも多額の経費が必要となっていますが、道路の新設及び改良についても需要があるため、優先順位をつけ計画的に整備を行っています。

② 橋りょう

本市の市道等に架橋されている橋りょうは、522本あり、整備年度不明の197本を含め、200本以上の橋りょうが耐用年数を超えるものとなっています。（グラフ2（P10）参照）

③ 上水道

本市の水道管の延長は約600kmあり、老朽施設の更新事業は、計画的に行っているものの、耐用年数を超える管路もあり、現在有収率は約73%に落ち込み、老朽施設の更新事業や耐震化事業を計画的かつ早急に進めていく必要があります。（グラフ3（P11）参照）

④ 下水道

本市の下水道管の総延長は約200kmあり、コンクリート管が約140km、塩ビ管が約40kmとなっています。最も古い管路は60年以上が経過しており、耐用年数を超えるものが多数あり老朽化が懸念されます。（グラフ4（P11）参照）

こうした現状から一人あたりの延べ床面積の縮減や長寿命化の実施、または取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現、インフラ資産の維持管理費の増大等が今後の課題となっています。

2. 将来負担コストの課題

一般財団法人 自治総合センターが公表した公共施設の更新費用推計ソフトを利用して、平成27年に試算した今後40年間（2015年～2054年）にかかる更新費用総額は、約2574.2億円。単年平均では、約64.4億円となります。直近5年間の平均の公共施設等に関する普通建設事業費の約33.8億円と比較して1.9倍になります。

■更新費用の推計

	既往実績（過去5年）	今後の推計		倍率
	単年平均A	40年累計	単年平均B	B/A
公共施設	16.9億円	1099.5億円	27.5億円	1.6倍
道路	6.7億円	454.1億円	11.4億円	1.7倍
橋りょう	0.9億円	130.8億円	3.3億円	3.7倍
上水道	3.4億円	553.9億円	13.8億円	4.1倍
下水道	5.9億円	335.9億円	8.4億円	1.4倍
合計	33.8億円	2574.2億円	64.4億円	1.9倍

（1）公共施設の将来負担コスト（グラフ5（P12）参照）

公共施設の過去5年間の普通建設事業費は、年平均16.9億円となっています。

一方、今後40年間このまま公共施設をすべて保有することを前提に更新費用を試算したところ、40年間で1099.5億円、年平均27.5億円となりこれまでの普通建設事業費の1.6倍にまで増えることが予想されます。現状のままではすべての施設の改修や建て替えなどを行うことが難しくなることが想定されます。

（2）インフラ資産の将来負担コスト（グラフ6、7、8、9（P12～14）参照）

建築物だけではなく、インフラ資産（道路・橋りょう・上下水道）の更新費用についてみると、本市では、今後40年間このままインフラ資産をすべて保有し続けた場合に必要なコストを試算したところ、道路は40年間で454.1億円、年平均11.4億円。これまでの普通建設事業費の1.7倍。橋りょうにおいては40年間で130.8億円、年平均で3.3億円となり、これまでの経費の3.7倍。現状のままでは更新が困難となります。

また、上・下水道施設においては、都市としての成熟度合いから大幅な新規投資の拡大は想定されにくいものの、老朽化した設備に対する今後の負担増が見込まれます。上水道においては、更新費用はこれまでの経費の4.1倍になると推計

されていますし、下水道においても1.4倍になるという推計になるため、管理手法等の見直し等が必要となります。

第2章で述べているとおり、今後ますます人口減少および少子高齢化が進んでまいります。一方で公共施設等にかかる将来負担コストは前述のとおり増加してまいります。

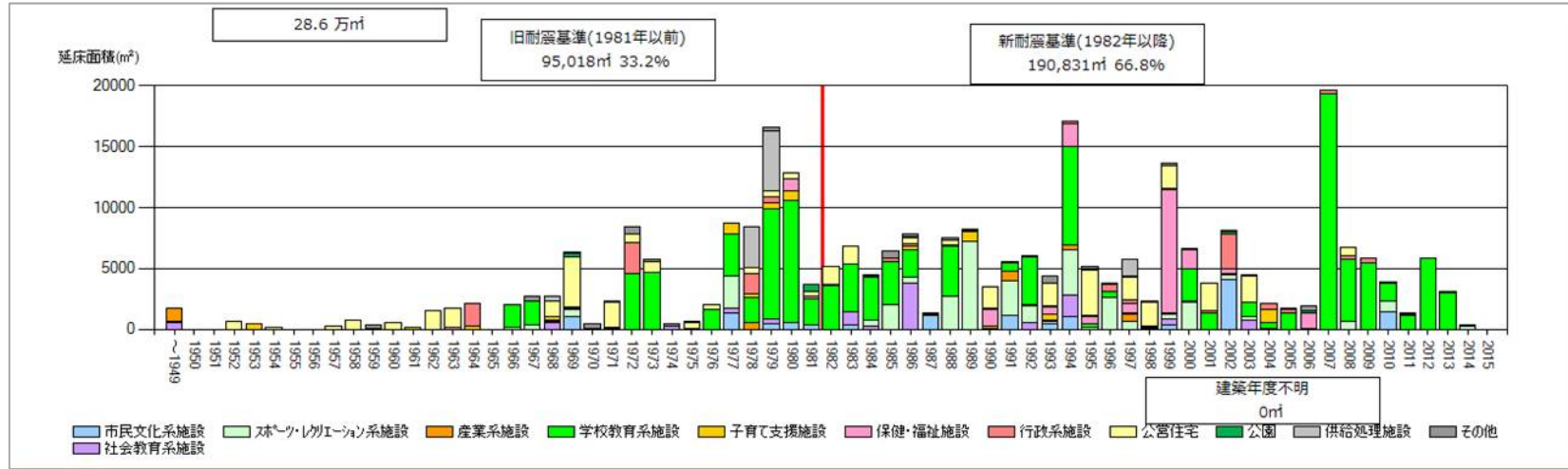
下の表を見ると、現在の一人あたりの負担額は約51,000円に対して、40年後には一人あたり約144,000円と2.8倍になります。現在の施設等を維持するためには大幅な負担増が予想されることから、公共施設等の適正なマネジメントの推進が必要になります。

■人口減少を考慮した将来負担の推計

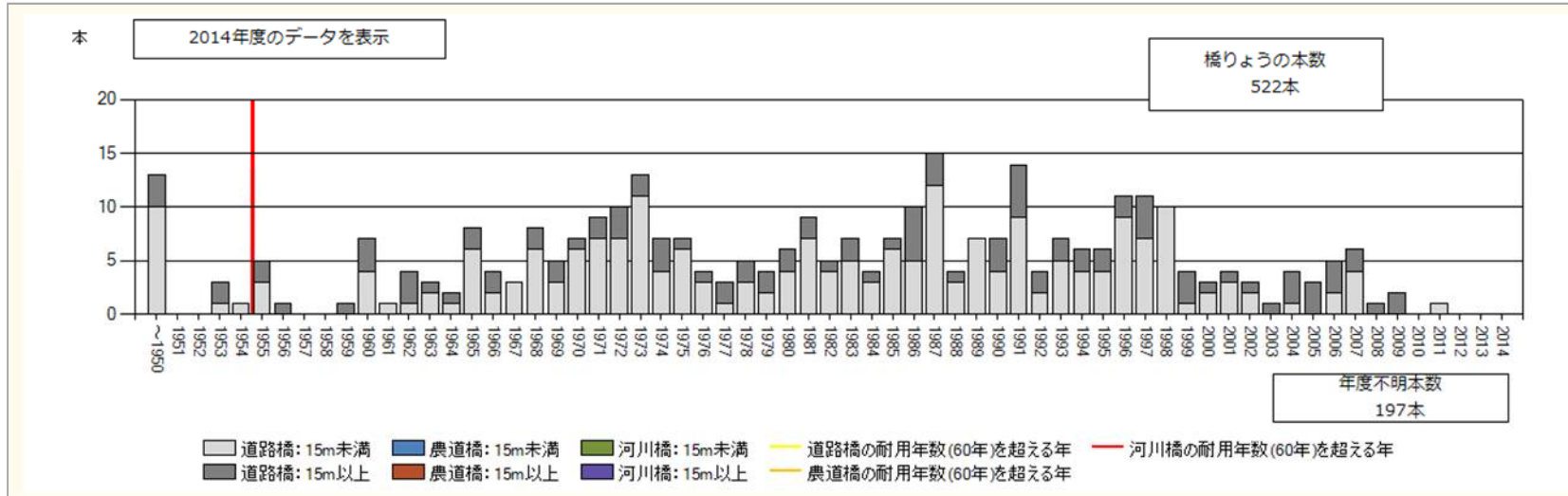
		既往実績（過去5年平均）		今後40年の推計		倍率 B/A
		単年平均		単年平均		
人 口		65,741人		44,535人		
		更新費用	一人当たりA	更新費用	一人当たりB	
投資的 経費	公共施設	16.9億円	25,707円	27.5億円	61,749円	2.4倍
	道 路	6.7億円	10,192円	11.4億円	25,598円	2.5倍
	橋りょう	0.9億円	1,369円	3.3億円	7,410円	5.4倍
	上 水 道	3.4億円	5,172円	13.8億円	30,987円	6.0倍
	下 水 道	5.9億円	8,975円	8.4億円	18,861円	2.1倍
合 計		33.8 億円	51,414 円	64.4 億円	144,605 円	2.8 倍

※推計期間を「40年」としているのは、総務省実施の調査（H24.3）との比較のため。

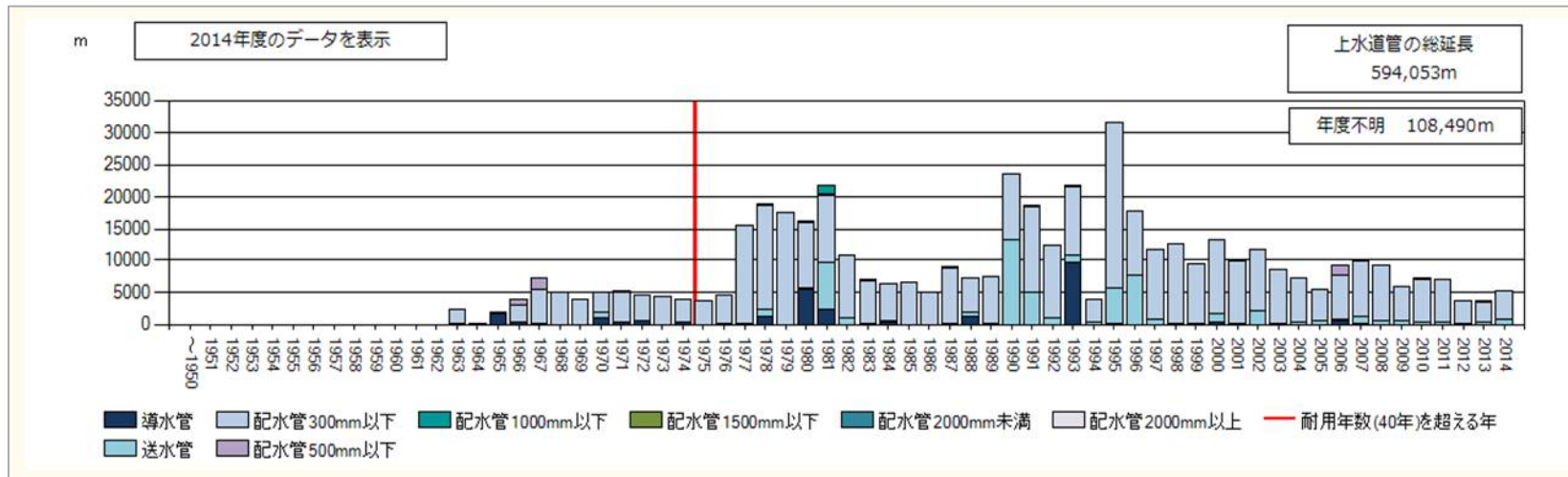
■【グラフ1】 築年別延べ床面積



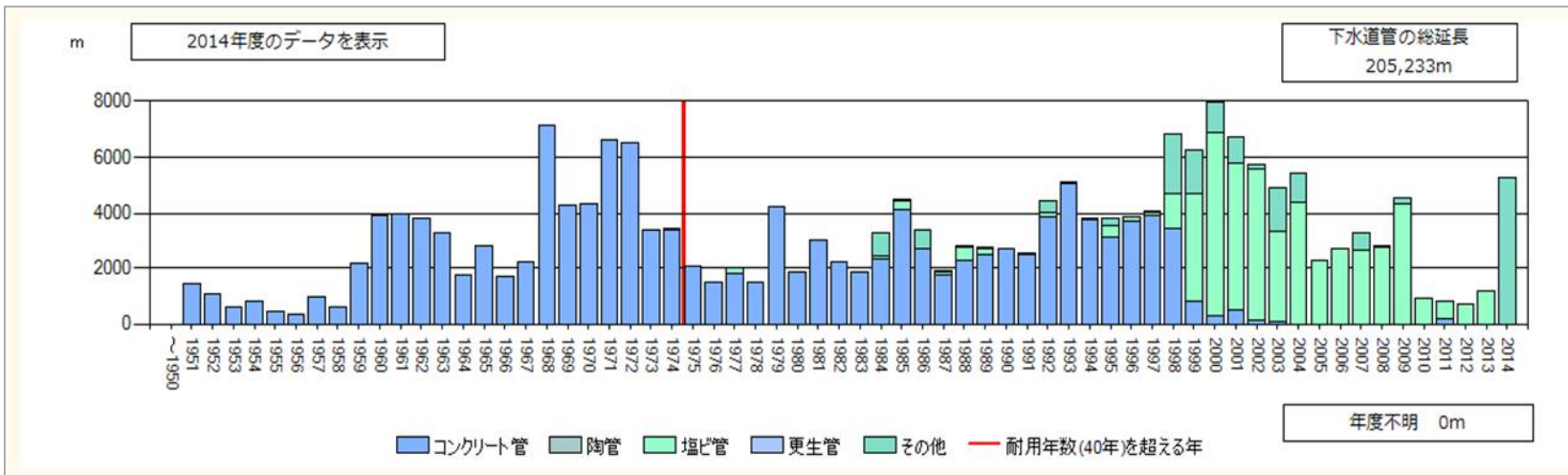
■【グラフ2】 年度別整備数（橋りょう）



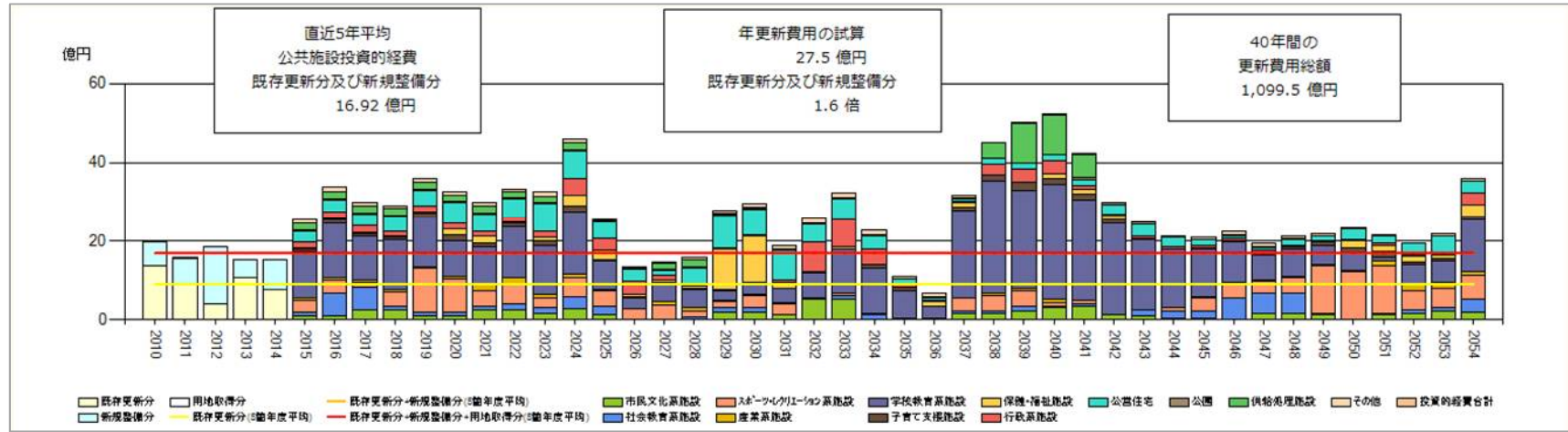
■【グラフ3】年度別整備延長（上水道）



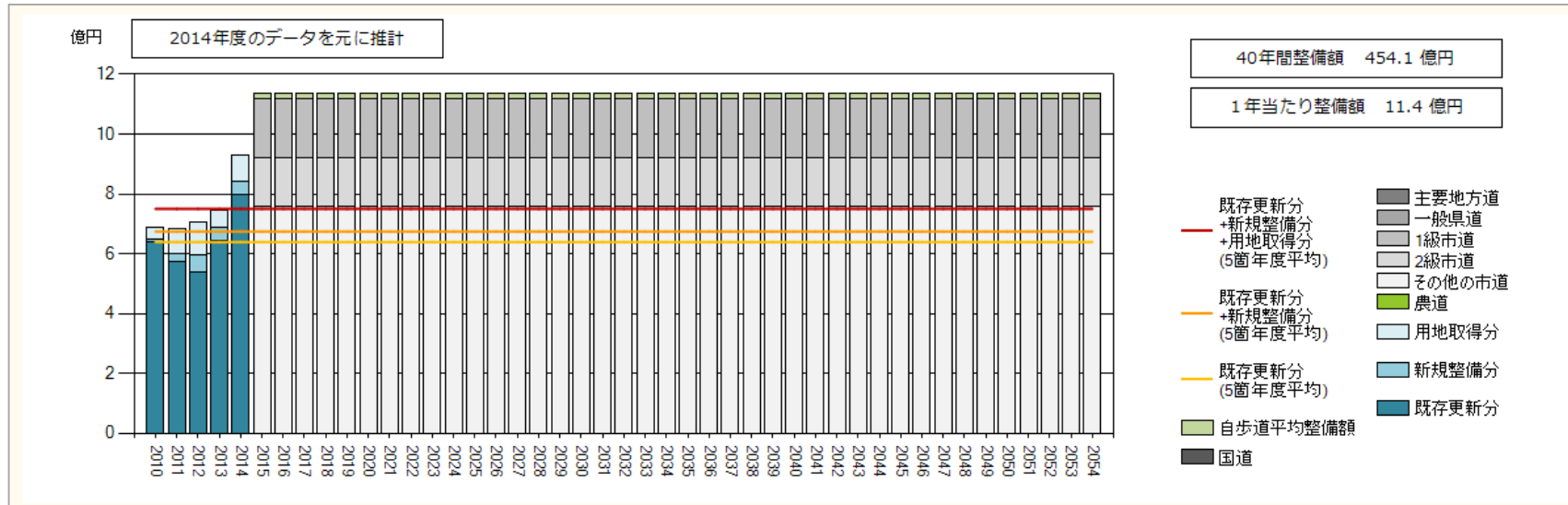
■【グラフ4】年度別整備延長（下水道）



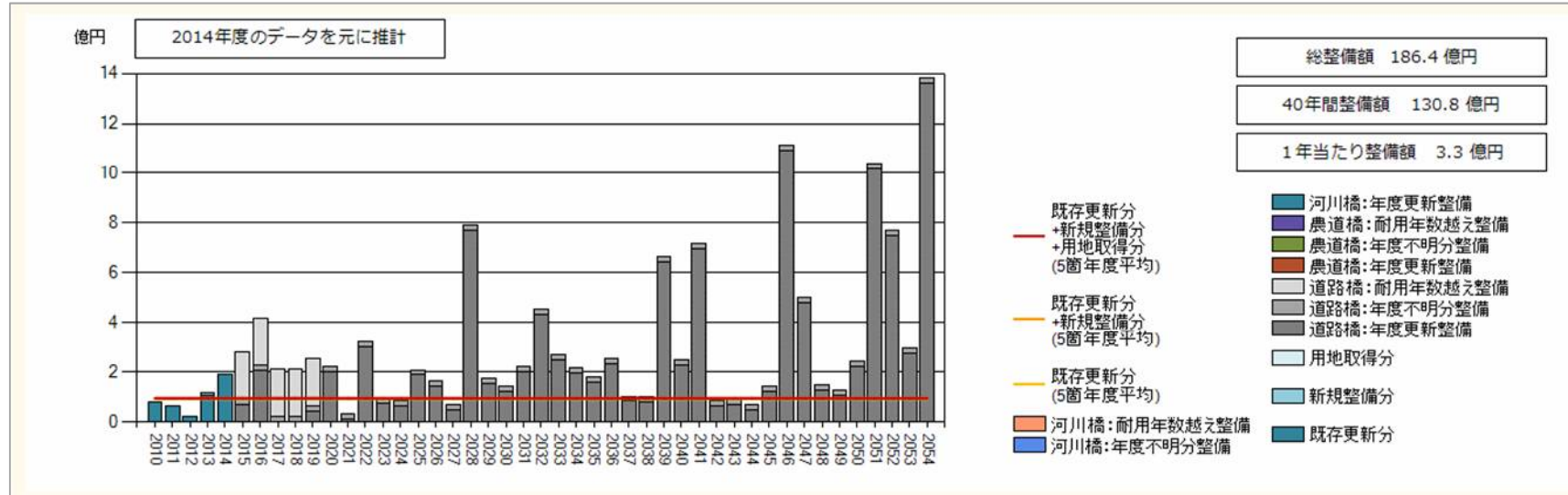
■【グラフ5】 将来の更新費用の推計



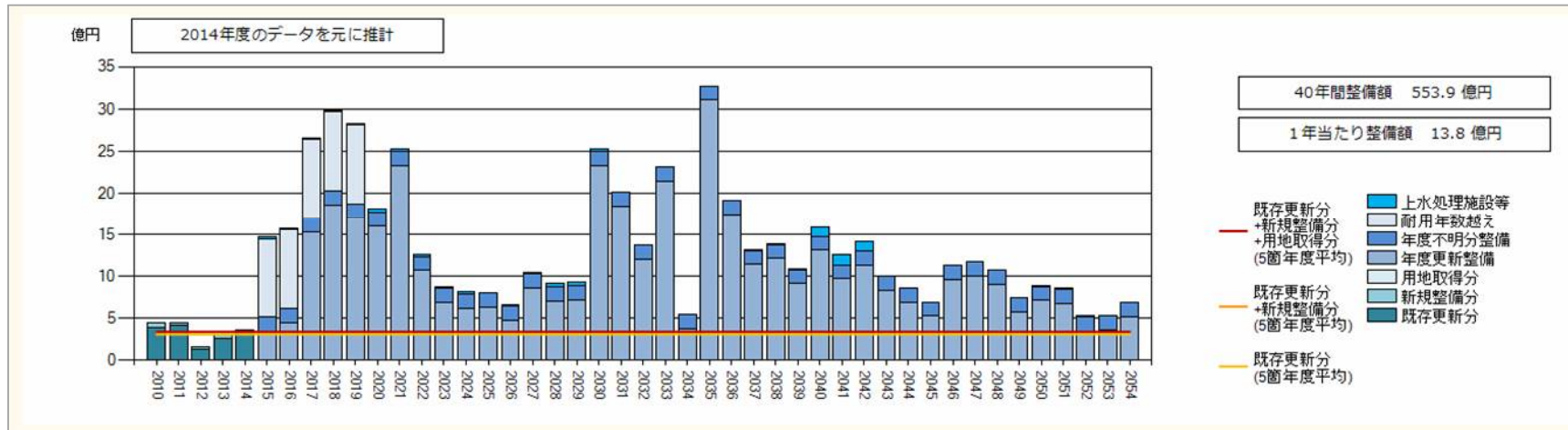
■【グラフ6】 分類別面積による将来の更新費用の推計（道路）



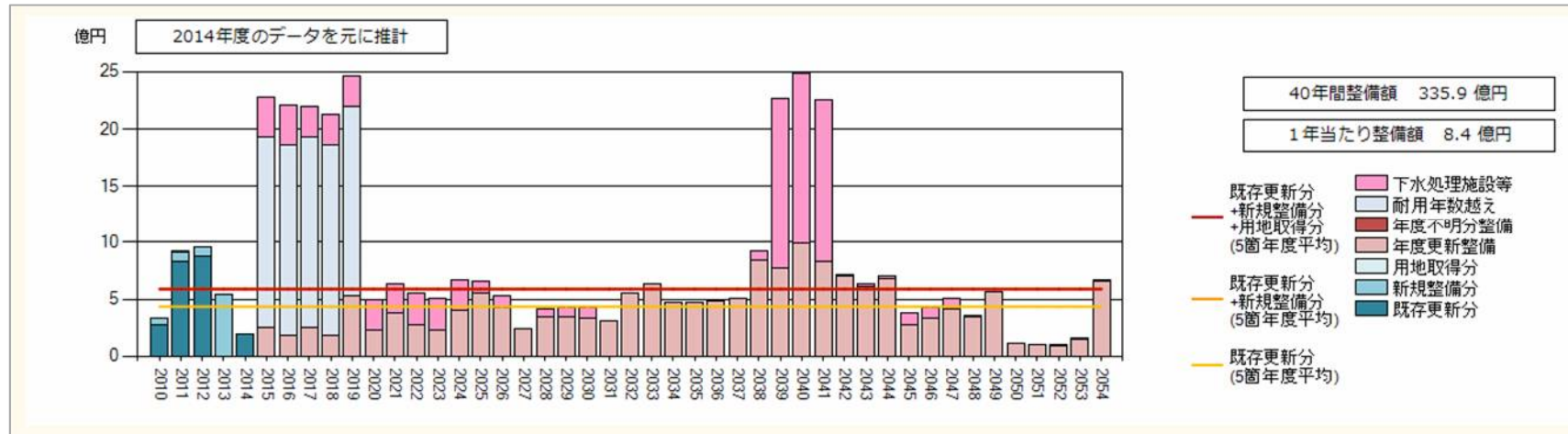
■【グラフ7】構造別面積による将来の更新費用の推計（橋りょう）



■【グラフ8】管径別面積による将来の更新費用の推計（上水道）



■【グラフ9】管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（下水道）



第4章 総合管理計画推進方針

1. 基本方針

本市ではファシリティマネジメント（公共施設の適正な管理を意味する。以下「FM」という。）の考え方を公共施設に取り入れ、全庁的かつ戦略的に進めるために公共施設ファシリティマネジメント方針（以下「FM方針」という。）を平成24年1月に策定しましたが、その方針に示した3つの改革については今後も踏襲していきます。

そのうえで改革の対象範囲を公共施設のみならずインフラ資産にまで拡大し、必要な資産を適切に管理できるよう長寿命化や統廃合等を計画的に進めていきます。

2. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革

本市の所有する公共施設等について、次の改革を引き続き実施します。

第一に、その数及び規模の適正化を図ること（量の改革）。

第二に、利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させること（質の改革）。

第三に、市財政を圧迫しない計画的な管理運営を実現すること（歳入確保）。

（1）量の改革

必要な公共施設等を今後も継続的に保有し続けていくために、まず、「そもそも論」から保有についての検討を実施します。「この施設は、そもそも必要なのか」という観点から検討を始め、「いらぬものは持たない」という強い意志で臨む必要があり、積極的かつ計画的に施設の廃止、統合などを推進します。また廃止、統合しない場合でも、著しく稼働率が低下している施設については、その規模の縮小を図ります。さらに「量の改革」では、ハードとしての施設だけを対象とするのではなく、既存サービスの他施設への集約化や振替など、代替性確保への配慮も行います。

いずれにしても、根拠に基づく責任ある判断を下し、「丁寧な説明」と「十分な議論」を行い、この「量の改革」に取り組みます。

（2）質の改革

継続的に保有すると判断した施設は、より安全で機能的な施設を目指し管理運営を実施していくため「質の改革」に取り組みます。

これまで、施設建設以後の維持補修や改修工事等の投資は、予算の都合などで計画的に行われてきませんでした。一方で、耐震化等の適切な補強工事を実施すればより長寿命化を図ることが可能となります。長寿命化は、施設を安全に利用できる期間が長くなるだけでなく、更新費用も著しく抑えられるというメリット

があります。

さらに保有と決めた施設については、バリアフリー化・環境対策・省エネルギー対策及び多機能性を備えるなどの必要な投資を適宜実施し、公共施設等の快適性、機能性などの向上も図ります。

(3) 歳入確保

今後の公共施設等への適正投資を継続的に実施するためには、量の改革及び質の改革を進めるとともに、歳入の確保についての積極的取り組みが必要です。

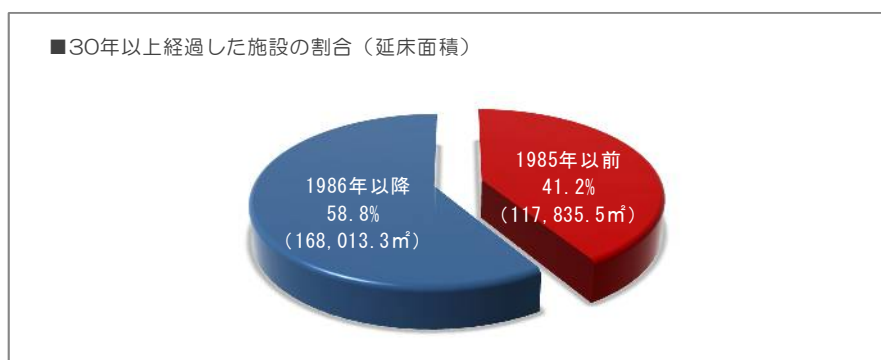
この「歳入確保」は、適正な受益者負担の観点からの使用料の有無や額の見直し、余剰面積の一部貸付や目的を終えた施設の全部貸付又は売却、ネーミングライツ及び看板の設置等による広告収入を意味します。また、危険回避等を目的とした取り壊しも財源の確保に寄与するため、この「歳入確保」に位置付けます。

3. 現状や課題に関する基本認識

平成 24 年 3 月に総務省が公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」では、公共施設の市民一人当たり延床面積の全国平均は 3.22 ㎡となっています。本市の公共施設の市民一人当たり延床面積は、4.35 ㎡であるため全国平均との比較では 1.35 倍となっています。

また、築 30 年以上を経過した建物は全体の 41.2%を占めており、老朽化した施設が多いことがわかります。

前述のとおり、予想される厳しい財政状況において、現存する施設等をこのまま維持することは不可能であると考えられるため、この計画を策定し、取り組むということをも市民に認識、理解していただくよう、努めていきます。



4. 計画期間

更新費用の推計の結果から、更新費用の大きな山（多くの更新費用を必要と推計される年度が集中する時期）は今後 30 年間に訪れることになります。

そこで、施設数を減少させ、更新費用を平準化させるためにも平成 28 年度からの 30 年間に計画期間とします。

なお、30 年の長期にわたる計画のため、基本的に 10 年ごとに検証、見直しを行いますが、計画の進捗管理を行いながら、社会情勢の変化への対応としての内容の見直しや目標の再設定が必要と判断した場合は、適宜、市民や議会に情報提供を行い、協議を進めていきます。

また、FMは、公共施設やインフラ資産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ長期に及ぶ観点から、最適な状態（コスト最小・効果最大）で、戦略的に管理、活用することです。そのため、短期間で解決できるものではなく、将来にわたって取り組まなければならない重要な課題です。

5. 取組体制

(1) 庁内の推進体制

公共施設におけるFMの推進や計画の進捗管理にあたっては、FM推進課が中心となり、庁内への連携、協力を働きかけ、施設の一元管理を目指していきます。

そのうえで、市全体の施設の再配置や多機能化を検討していきますが、状況に応じ、組織横断的な検討や対応が必要なものについては、FM推進課がその調整役を担っていきます。

そして、施設の更新、廃止や統合等に関しては、この計画の方針に基づき、FM推進会議（会長：市長）への状況説明や協議を綿密に行いながら庁内での合意を諮ったうえで取り組んでまいります。

また、道路等のインフラ資産については、資産の所管課が中心となって適正管理に取り組みますが、それぞれが計画推進に向け、FM推進課との連携、FM推進会議への報告や必要な協議を行うこととします。

その際に、施設等所管課はもとより、職員一人ひとりが市の財政状況、公共施設やインフラ資産の現状を認識し、経営的視点を持って施設数やそれに係るコストの適正化に努めることとします。

(2) 財政部門との連携

公共施設やインフラ資産のFMにおいては、施設等の管理経費に充てる財源が措置できるかという財政面の課題解決が重要となります。必要な財源が確保できなければ計画的な修繕や適正な維持管理を行うことはできません。普通交付税の合併特例期間が終了し、今後ますます厳しい財政運営が予想される状況で、限られた財源をどの施設等にどのように配分するか、優先順位を決定しなければなりません。そのためには、これまで以上に長期的な財政計画により投資的経費に充てられる財源を推計することが必要なことから、財務部と連携を密にし、全庁的な整合性を図っていきます。

6. 実施方針

(1) 公共施設・インフラ資産共通事項

- ① 人口減少を見据え、資産の縮減を基本としますが、今後見込まれる人口構造や少子高齢化等による市民ニーズの変化に対応したまちづくりが可能な資産保有を目指していきます。
- ② 「量の改革」により、総量の縮減は進めますが、今後も利活用していくと決定した施設は、予防保全等の実施により計画的な維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。
- ③ 資産等に関し、所管課で既に策定した計画については、財政状況を勘案し、当計画との整合性を図りながら必要に応じて見直すこととします。
- ④ 当計画についても社会情勢等の変化に対応しながら、内容について必要な見直しを行っていきます。
- ⑤ 受益者負担については、再検討を行い、利用者に適正な負担を求めていきます。
- ⑥ 人口減に伴い、公共施設、インフラ資産をこれまでどおり維持できないことは明らかです。万が一、施設等の統廃合が進まない場合には、施設等に対する市民一人あたりの負担額は増大します。そこで、効率的なまちづくりを目指して、コンパクトシティ(※6)の構築も検討していきます。コンパクトシティは、行政機能等の集約により市民生活の質を高める効果が期待でき、また同時に、その行政機能等を集約した地域の周辺へ住民が移転することで、不要となる施設等を削減できるコスト面の効果も考えられます。

※6：市の中心となる地域に行政，商業，住宅などさまざまな機能を集中させた形態

(2) 公共施設

- ① 前述したとおり、平成 52 年の人口は、合併した平成 17 年との比較では約 40%、平成 27 年の推計値との比較では約 30%減少すると見込んでいます。
また、このまま保有する施設を維持した場合の更新費用は、過去 5 年間の公共施設に係る普通建設事業費の平均事業費の約 1.6 倍が必要と推計しています。この推計のみで判断しますと、約 40%の公共施設の縮減が必要とされますが、4 割の縮減となりますと市民生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。
そこで、全国平均の約 1.35 倍となっております公共施設の市民一人当たり延床面積について全国平均をやや下回る 3 m²に近づけることを目指し、計画期間内において延床面積 **30%削減**を数値目標とします。
- ② **新規の公共施設の建設は原則行いません。**やむを得ず建設する場合は、単独施設としてではなく、異なる機能の既存施設を集約した多機能な複合施設とします。多機能施設とすることで、コスト削減効果とともに、利用する方の利便性の向上につながると考えます。
なお、公共施設の更新、新設を行った場合は、必ず施設の更新（修繕）計画を作成し、計画的に管理することとします。
- ③ 耐用年数や建物の耐震性を考慮し、耐用年数を過ぎた建物や耐震基準を満たしていない施設については利用者の安全面を考慮し、積極的に廃止を進めていきます。
廃止した施設の土地・建物については民間等への売却・貸付を検討し、その結果、売却・貸付ができない建物は取り壊しを行っていきます。
その際、対象施設の機能については、存続する必要があると判断した場合は、他の施設に移すことにより多機能化を図り、存続します。
- ④ 施設の統廃合にあたっては、災害時の拠点施設としての機能に配慮しながら実施していきます。
- ⑤ 施設の方向性を検討するにあたり、平成 24・25 年度に一級建築士に依頼して実施した「簡易性能診断」の診断結果をベースに「施設評価」を実施していますが、その評価結果に沿った施設の方向性を実現できるよう、市長室と施設所管課で協議を進め、課題解決に向けて取り組んでいきます。
- ⑥ 施設管理にあたっては個別施設ごとの利用度、維持管理コスト、修繕計画などの施設情報を把握し、「施設カルテ」を作成し、情報を一元管理するとともに施設の在り方について検討していきます。

(3) インフラ資産

- ① インフラ資産については、公共施設と異なり、複合化・集約化や用途変更等が馴染まないことから、資産の種別ごとに方向性を検討します。ただし、現有するすべての資産を今後も維持し続けることは公共施設と同様に難しいので、その機能を低下させずに事業を進められるよう創意工夫を図りながら総量縮減や長寿命化によるコストの削減につなげていくこととします。
- ② 前述したとおり、機能低下とならないよう努めますが、状況によっては費用対効果を検討し、事業転換も検討、実施していきます。
- ③ すべての資産において、財政状況を勘案しながら効率的な資産管理に努めていきますが、特にライフラインである上下水道など、公営企業会計や特別会計を設置している事業においては、一般会計からの過度の繰入れを期待することなく、経営の視点に立って、補修・更新費用のコストや維持管理費の縮減を進めながら資産の適正管理を行います。
- ④ インフラ資産の重要性や予測される劣化度等を基準にリスクベースメンテナンス（※7）の考え方を導入します。

※7：リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。施設・設備について、すべてに一定の状態を保全するのではなく、事故等が生じた場合のリスクを基準にメンテナンスを行う考え方。管きよのメンテナンスであれば、基幹部分は優先的に更新し、事故によるリスクが低い部分は後にするなどの対応。

7. 公共施設等個別計画の策定及び取組方針

総合管理計画を実現させるための具体的な計画として、学校や保育所など、ひとつのグループとしてFMを検討、実施することが望ましいと思われる施設はその施設類型で、個々の施設においてFMを検討、実施可能な施設はそれぞれで施設所管課が中心となり、「公共施設等個別方針」及び「公共施設等個別計画」（以下「個別計画」という。）の策定を行い、総合管理計画の実現に邁進します。

個別計画は、施設所管課が責任を持ってその進捗を管理し、総合管理計画の早期実現に寄与しなければなりません。

（1）公共施設

以下、例示する①～④の施設類型は、市が保有する公共施設のうち面積割合が大きい施設、人口構造や社会状況の変化により、今後、施設の在り方や市の関わり方を変えていく必要が大いにあるのではないかと想定される施設です。そこで、これらの施設に対する取組方針を示します。

① 教育施設（学校）

公共施設の面積のうち約40%を占めています。

少子化が進む中で、学校の統廃合は避けては通れないものと考えています。

そのため、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、教育上の課題や児童・生徒数及び学級数、通学時間、学校施設の状況、地域の実情及び財政状況等を勘案し、保護者や地域住民の理解を得ながら、小・中学校の統廃合を進めていきます。

そして、廃校になった施設は、その状態に応じて地域の拠点となるべく、用途変更、機能の集約化により、再利用や多機能化を図っていきます。

② 保育所・幼稚園

保育所については、FM方針に基づき、民間施設の状況も踏まえながら、施設の廃止を進め、合併後7所あった保育所を5所とすることを決定しています。

同様に幼稚園についても民間の幼稚園が園児数の確保に苦慮している状況を踏まえ、民業圧迫とならないよう、適正な施設数について考えていきます。

今後も「民間でできることは民間にお任せする。」ことで統廃合の可能性について積極的に検討していきます。

③ 市営住宅

教育施設（学校）に次ぐ面積を保有しています。

現在は、民間の賃貸住宅も数多く建設されており、市営住宅の在り方を見直していく必要があります。平成26年3月に策定した「秩父市市営住宅等長寿命化計画」に基づき進めていきますが、居住者の理解を得ながら、老朽化した住宅については安全性を考慮し、取り壊し等を積極的に推進していきます。

④ 集会施設

現在、旧合併市町村の区域ごとに扱いが異なります。

町会によって取り扱いが異なるよう、市が所有するものについては、譲渡等により町会等の所有とするよう調整していきます。

そして、施設の更新、修繕等については、既存の補助制度により建設費の一部を市が負担することとします。

⑤ 上記以外の施設

老朽化した施設であっても建て替えは容易にできないので、機能の集約化を進めながら、施設数の減少を目指します。

合併前は旧市町村ごとにフルセットの施設を所有していました。合併後 10 年を契機に行政のスリム化を目指した合併の目的を再度認識し、公共施設の再編を進めていきます。

(2) インフラ資産

① 道路

道路の新設及び改良については、コスト縮減に努めながら効率的、効果的な整備を図ります。

② 橋りょう

橋りょう等の長寿命化については、今後の財政状況を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでコスト縮減します。

③ 上水道

上水道事業は、平成 28 年度から広域化し、秩父広域市町村圏組合の事務として統合し、効率的な事業を目指すこととなります。今後は秩父地域全体を考えた事業運営となるため、市単独での計画策定や進捗管理はできませんが、ここでは事業の統合による市への影響額等を記載します。

本市は、川すじ毎に浄水場を設置しなければならず数多く点在しているとともに、約 600Km も管路があるため、一人当たりが負担する管路延長は県平均 3.8m に対して本市は 8.9m と 2.3 倍であり、非常に効率の悪い水供給を強いられています。

【51 年間一人当たり負担額の比較・・・グラフ 10、表 1】

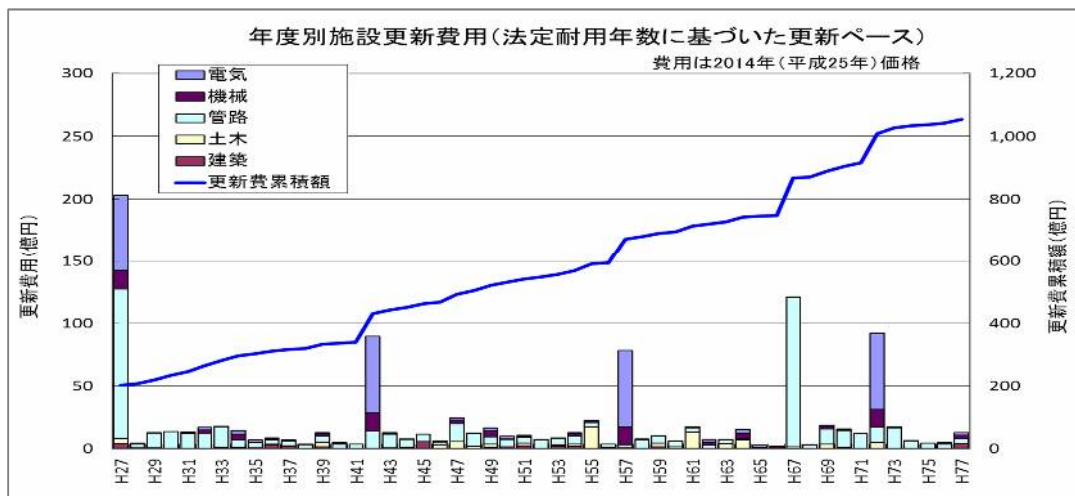
水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）を活用し、法定耐用年数に基づき、51 年間の更新費用を算出すると 1,054 億円であり、51 年間一人当たり 2,303 千円となります。しかしながら法定耐用年数内の更新は、製品の品質向上から現実的でないため、現実的な更新基準（法定耐用年数の 1.5 倍等）を定め、試算すると 51 年間一人当たり 1,348 千円（広域化整備計画されている

ものは、含んでいません。) となりますが、秩父地域で水道広域化し、施設の統廃合を行うことにより 1,300 千円となることから更新費用の削減に効果を上げることができます。

【単独・統合の浄水場数の比較・・・表2】

また、水道広域化により、地域の浄水場を共同利用し、効率的な施設の再配置を行うことにより、水道施設の中で、その建設・維持管理に最も多額の費用を要する「浄水場」の施設数を地域全体では 15 か所削減できる見込みです。

■【グラフ 10】法定耐用年数に基づいた更新費用予測



■表1 51年間一人当たり負担額の比較

	51年間累計 (億円) A	51年間平均給水 人口(人) B	51年間一人当たり (千円) C (A/B)
秩父市耐用年数	1,054	45,757	2,303
秩父市新更新基準 (広域化整備計画分参入)	617 (699)	45,757 (45,757)	1,348 (1,528)
水道事業統合	917	70,541	1,300

■表2 単独・統合の浄水場数の比較

水道事業体名	① 単独の場合	統合の場合		④ 廃止施設 ①-③
		② H37年まで	③ H38年以降	
秩父市	23か所	19か所	18か所	5か所
地域合計	41か所	29か所	26か所	15か所

※推計期間を「51年」としているのは、水道事業におけるアセットマネジメントの期間を、広域化をする平成28年度からの50年間に平成27年度を加えて試算したため

④ 下水道（公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽）

生活排水処理施設の普及促進は、財政状況、人口の推移などを勘案し、適切な処理方法を選定したうえで整備をしなくてはなりません。

また、既設処理施設については止めることのできない施設であるため、適切な維持管理に努め、最小限の更新により施設の延命化を図り、コストの縮減を図るよう努めてまいります。

8. 計画推進に向けて

(1) 市民との協働

不特定多数の市民が利用しない施設については、町会やNPO等に維持管理を依頼ができないか、状況によっては譲渡等を行うことができないかを検討し、それらの団体に協力を要請していきます。

また、FMに対する市民意識醸成のために効果的なコミュニケーション手法の検討を行い、ワークショップやシンポジウム等の開催、その他、普及啓発活動をしていきます。その際、公共施設に関しては、FM推進課、インフラ資産に関しては各所管課が中心となって、市民に理解を深めていただくよう、実施するものとしします。

(2) 議会の同意と参画

この計画の実施にあたり、市民生活に一定の影響を与えることが予想されるため、計画の趣旨について議会の合意を得て進めていきます。また、長期間にわたる計画でもあることから、この計画を議決事件として議会の議決を求め、行政と共にこの課題へ取り組んでいただきます。

(3) PPP/PFIの活用

公共施設等の整備・更新などの際は、民間のノウハウや資金等が活用できないか情報収集に努め、コスト削減を図りながら、効率的、効果的な施設管理運営を目指していきます。

(4) 秩父圏域4町との連携について

公共施設の状態や利用状況等を勘察し、ちちぶ定住自立圏の1市4町における公共施設の相互利用について、必要に応じた措置を講じていきます。

(5) 公会計との連携

従来、公有財産については、公有財産台帳や道路台帳等で管理されてきました。

また、当市では、国からの地方行革新指針による財務書類の作成にあたり、基準モデルを採用し、固定資産台帳を整備してきました。

しかしながら、公有財産台帳では資産価値に係る情報の把握が前提とされていないなど、当市を含め、多くの地方公共団体において固定資産台帳と情報が一致していないのが現状です。

そのため、国は「統一的な財務書類等の作成基準」による固定資産台帳の整備を地方公共団体に要請しており、当市においてもその対応が必要になります。

国の動向も注視しながら、庁内で連携体制を構築し、公共施設等の総合的な管理への活用を考えていきます。



© 秩父市

平成 27 年 12 月
秩父市公共施設等総合管理計画
秩父市市長室 F M 推進課